原決定を取り消す。

1

相手方らの本件文書提出命令申立を却下する。 2

抗告人は主文と同旨の決定を求め、その理由として、相手方らの本件文書提 出命令申立は、民事訴訟法第三一二条各号のいずれによつても抗告人において提出 義務のない文書にかかわるものであり、仮に同法条によつて右義務があるとして も、さらに同法第二八一条第一項第三号が類推適用されるべきであるところ、右文 書の内容には抗告人及びその提携企業の技術上の秘密に関する事項が含まれている ので、その提出を拒み得るものであるから、右申立を認容した原決定は取り消さ れ、相手方らの右申立は却下されるべきであると主張した。

相手方らの本件文書提出命令申立の内容及び理由は原決定書の該当欄に記載のと おりであるから、これを引用する。

〈要旨第一〉2 相手方らの本件文書提出命令申立は、まず、次のとおりその方式を備えていない。〈/要旨第一〉

相手方らは右申立に当つて民事訴訟法第三一三条に定める事項を一応明らかにしているが、そのうち、当該文書によつて「証すべき事実」としては、要するに、本 案訴訟で除却または運転の禁止を求めている原子炉(臨界実験装置)には構造上本 質的な危険性が内在し、平常時運転においても常時放射能が照射される危険があ また、操作上、技術上の過誤に伴なう事故の発生を免れないのに事故時の安全 装置に欠陥があるので、事故時の爆発的な核分裂の連鎖反応に伴う発熱、放射能の 照射等の危険が大きく、本案訴訟の原告ら(本件相手方ら)はその危険にさらされていること、を掲げるに止まつている。しかし、右に掲げられた事項は証拠価値に関する判断を超えた本件の本案訴訟で正に判断されるべき主命題であつて、「証す べき事実」とはなりえない。右主命題は、前記原子炉(臨界実験装置)の構造、運 転、安全装置等に関する具体的な事実が確定され、それが前提となつて判断される ものであつて、証拠をもつて証すべき対象は、右具体的な事実であり、しかも、 の事実の指摘すなわち主張があり、その主張を対立当事者において争う場合に限ら れるのである。そして、右事実に関する主張がすなわち民事訴訟法第三一条にいう 「文書に関する相手方の主張」に当るのであって、もし相手方らが「証すべき事 実」として掲げる前記事項が右法条にいう「相手方の主張」となるとすれば、同法 条の適用によつて前記のとおり証拠上の判断を超えた訴訟の主題に関する判断が法 的に認定されるという不合理を招くのである。

文書提出命令の申立は、証拠方法としての書証申立の一方式である(同法第三-一条)。証拠の申出は、一般的にも要証事実を表示してなされるべきであり、(同法第二五八条第一項)、これを欠くか不明確かであれば、すでに証拠申出は不適法 なものというべきであるが、弁論の全趣旨からしてその要証事実が或る程度推測できるか、対立当事者において強いて異議を申出でないかぎり、右の方式が必ずしも 厳守されていないのみか、争いのない事実に関する証拠申出も許容されているのが この現状は、法制上その他諸般の事情から、訴訟外で十分な訴訟資料 を収集、整理することがなく、これを口頭弁論の場に求め、真実発見の目標のもと に当事者も裁判所も証拠調手続の不備に寛容となる事情に基く。しかし、本件のよ うに対立当事者において手続の厳格な運用に固執し、しかも弁論の全趣旨からしても右要証事実が分明でなく、とくに文書提出命令としてこれに応じない場合の法的効果の定めがある場合(同法第三一六条)には、その本来の建前に従う厳格性が要 求される。

以上によつて、相手方らの本件文書提出命令申立には、法の要求する証すべき事実の明示を欠くことになり、同申立はその点で不適法であるというべきである。 次に、相手方らの本件文書提出命令申立にかかる文書は抗告人においてその 提出義務を負うものでもない。

- 条各号は文書提出を拒み得ない場合を規定しているが、

民事訴訟法第三一二条各号は文書提出を拒み得ない場合を規定しているが、 (イ) 同条第一号にいう当事者が訴訟において引用した文書とは、文書を所持 する当事者がその内容を自己の主張事実の積極的または消極的な裏付けとして口頭 弁論において引用した場合と解すべきところ、相手方らの主張によつても、抗告人 において本件文書の内容をいかなる意味においても引用したとはいえない。

同条第二号にいう挙証者がその引渡又は閲覧を求め得る文書とは、 または契約上右引渡または閲覧を請求する権利を有すべき場合であるが、本件文書 については相手方らにおいて抗告人に対しそのような請求権を有すべき法規または 契約上の根拠は見出せない。

相手方らが主張する原子力基本法第二条に定める公開の原則は、相手方らに対 し、前記装置設置許可申請書の引渡または閲覧を請求し得る権利を付与したものと はいえない。

(ハ) 同条第三号前段にいう挙証者の利益のために作成された文書とは、挙証者の法的地位を基礎づけるために作成されたものというべきところ、本件文書がそのようなものでないことは明らかである。

〈要旨第二〉同号後段にいう挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成された文書とは、これまた右両者〈/要旨第二〉間の法的地位を基礎づけるものとして、同両者の直接または間接の干与によつて作成されたものであつて、たとえば、日記またはメモのように所持者が単独でその必要上作成したものを含まないものと解すべきところ、本件文書は間接にもせよ両者干与のもとに両者間の法的地位を基礎づけるものとして作成されたものとはいえない。

5 以上のとおり、相手方らの本件文書提出命令申立は、その方式においてすでに適法な方式を欠いているほか、抗告人において提出義務を負う場合でなく、かつまたその提出を拒んでいる場合であるから、右申立を認容するに由なく、これを却下するのほかないものであり、同申立を認容した原決定は相当でないのでこれを取り消し、主文のとおり決定する。

(裁判長判事 畔上英治 判事 下門祥人 判事 兼子徹夫)